

町史

とっておきの話

298

山形大学准教授

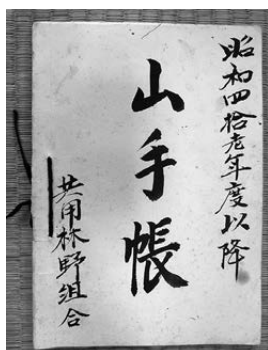
林 雅秀
はやし まさひで

コモンズと只見の共同利用資源①

― 叶津の山手帳から ―

▼今月号からは町内の集落における共有林の利用についてです。これは広報ただみ二〇一二年九月号から七回にわたり本欄で連載した「共有林はムラの財産」の続編です。コモンズという言葉がよく使われますが、バックナンパーをお読みください。

▼日本の共有林は、コモンズとして世界じゅうの参考事例となっています。今回、只見町で長年調査された林雅秀先生にくわしく執筆していただきます。



▶叶津区の山手金徴収に関する資料

私たちは二〇一二年頃から二〇一四年頃にかけて、只見町内に比較的広い林野を有する集落における過去の林野利用とそれを統制するためのルールについての調査を実施しました。具体的には叶津、黒谷、塩沢、布沢などの区長さんや公民館を訪れ、かつての共有林利用に関連する資料を許可を得て閲覧させていただきました。

今回の連載では、山菜やキノコ採取のことを「共同利用」と呼んだり、山菜・キノコ資源のことを共有資源を意味する「コモンズ」と呼んだりします。たとえばゼンマイ採集を行う奥山の大半は国有林なので、このような語法には違和感を覚えるかたもおられると思います。しかし、国有林内であっても、山菜採集のルールを決めたのは集落の総意で、土地所有者である国の意向が山菜採取活動に影響を

及ぼす余地は少なかったと思われまふ。そのため私たちは只見町の山菜資源やキノコ資源をコモンズの一つとみなしており、共同利用や共有林という表現を使います。

さて、今回は、かつて蒲生と並んでゼンマイ採集が活発に行われた叶津を取り上げます。写真は代々の叶津区長が保管している昭和四十一年の「山手帳」という資料で、資料の作成者は「共用林野組合」です。これは、国有林野法を根拠として、国有林（森林管理署）と共用者である叶津区の住民との間で共用林野設定契約を結んでいるため、叶津区は国有林野を利用する組織を共用林野組合と名付けたと考えられます。

この山手帳はゼンマイ採取を行う家々が叶津共用林野組合に納めていた「山手金」を集計するための帳簿です。ちなみに、

山手金にはかつて、ゼンマイ採集に係る「ゼンマイ山手」のほかにも、「キノコ山手」「藤山手」「竹山手」などがあり、集落共有の林野を利用したことを根拠として個人が集落に支払う料金はすべて山手金と呼ばれました。

しかし相対的に金額が大きかったのも、時代的に最後まで残ったのも、叶津ではやはりゼンマイ山手でした。

叶津の山手帳を開くと、最初に昭和四十一年のゼンマイの山手金の総額が記されています。これによると、採取量の合計が二、〇一八貫で、一貫（三・七五kg）当たり一〇円の山手金が課され、総額は二〇、一八〇円です。このほかに乾燥木代が一、三三六円、二七名分の権利金が一人当たり二〇〇円で計五、四〇〇円、他区入山者山手金が二〇、〇〇〇円、特別山手金が三、〇〇〇円、これらの合計が五六、九三〇円です。乾燥木代とは、ゼンマイ小屋の資材やゼンマイの乾燥用の燃料として用いる木材（立木）の払い下げを受け、その代金を国有林に

対して支払うために徴収しているものです。権利金とは、ゼンマイ小屋の敷地を国有林から賃借するために支払う代金で、これを支払っている二七名が泊まり山でのゼンマイ採取を行っていたことが分かります。

資料では続いて、昭和四十一年の住民各戸のゼンマイ採取量や支払った山手金の金額が一覧で記載されています。泊まり山の入山者で採取量もつとも多い者は一七〇貫、山手金総額は二、二三四円です。この時期のゼンマイは貫当たり三、五〇〇円でしたので、この人のゼンマイ販売収入は五九万五千円にほります。この時期の地方公務員の平均月収は七万円ほどでしたので、月収の九カ月分に迫る額を二か月間で稼いだことになりまふ。また、通い山の入山者数は計二五名で、泊まり山と合わせると計五二名が山手金を支払ったことが分かります。同じ年に叶津区に対して区費を収めた世帯は五六世帯でしたから、実に九割を超える世帯がゼンマイ採りを行っていたことになりまふ。